

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成27年2月12日(2015.2.12)

【公表番号】特表2014-511517(P2014-511517A)

【公表日】平成26年5月15日(2014.5.15)

【年通号数】公開・登録公報2014-025

【出願番号】特願2013-550496(P2013-550496)

【国際特許分類】

G 06 F 13/00 (2006.01)

【F I】

G 06 F 13/00 550 A

【手続補正書】

【提出日】平成26年12月18日(2014.12.18)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

コンピュータにより実施される方法であつて、

クライアント装置において、ウェブページに関連する一又は複数の符号化画像をダウンロードするステップと、

前記クライアント装置において、前記一又は複数の符号化画像をバッファするステップと、

前記一又は複数の符号化画像に関連する利用タイプを確認するステップと、

ある利用タイプの一又は複数の符号化画像を要求に応じて復号するステップとを有する方法。

【請求項2】

前記ダウンロードするステップの後に、前記一又は複数の符号化画像に関連するメタデータを復号する、前記メタデータは前記一又は複数の符号化画像に関連するサイズ情報を含む、復号するステップをさらに有する、

請求項1に記載のコンピュータにより実施される方法。

【請求項3】

一利用タイプは初期化動作に関連する、

請求項1に記載のコンピュータにより実施される方法。

【請求項4】

一利用タイプはサムネイル画像の利用に関連する、

請求項1に記載のコンピュータにより実施される方法。

【請求項5】

一利用タイプは、関連する符号化画像が現在表示されていなくても、復号画像にアクセスする必要がある動作に関連する、

請求項1に記載のコンピュータにより実施される方法。

【請求項6】

一利用タイプは、関連する符号化画像が現在表示されていなくても、復号画像にアクセスする必要がある動作に関連する、前記一利用タイプは印刷動作を含む、

請求項1に記載のコンピュータにより実施される方法。

【請求項7】

ー利用タイプはフィルタ動作に関連する、  
請求項1に記載のコンピュータにより実施される方法。

【請求項8】

ー利用タイプは< canvas >要素に関連する、  
請求項1に記載のコンピュータにより実施される方法。

【請求項9】

ー又は複数のコンピュータ読み取り可能媒体であって、コンピュータにより実行されると、前記コンピュータに、

クライアント装置において、ウェブページに関連するー又は複数の符号化画像をダウンロードするステップと、

前記クライアント装置において、前記ー又は複数の符号化画像を得をバッファするステップと、

前記ー又は複数の符号化画像の少なくとも一つに関連する利用タイプを確認するステップと、

前記ー又は複数の符号化画像の少なくとも他の一つに関連する利用の尤度を確認するステップと、

ある利用タイプの一又は複数の符号化画像の前記少なくとも一つを要求に応じて復号するステップと、

前記ー又は複数の符号化画像の少なくとも他の一つが利用されそうなとき、前記ー又は複数の符号化画像の少なくとも他の一つを要求に応じて同期して又は非同期で復号するステップと

を有する方法を実行させるコンピュータ読み取り可能命令を記憶した媒体。

【請求項10】

ー利用タイプは、関連する符号化画像が現在表示されていなくても、復号画像にアクセスする必要がある動作に関連する、

請求項9に記載の一又は複数のコンピュータ読み取り可能記憶媒体。